

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>介護人材の育成や職場環境の改善に積極的に取り組む介護事業者を岐阜県が認定、公表し、介護事業者の人材確保等を支援する「岐阜県介護人材育成事業者認定制度（以下「認定制度」という。）」を推進するために、認定制度の普及啓発を図るとともに、認定取得を希望する事業者及び認定事業者に対し、介護人材の確保・育成・定着を促進するための相談事業等を委託により実施する。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>本事業は、認定制度の推進により介護事業者の労働環境を改善し、介護人材の確保や定着につなげるため、セミナーの開催や社会保険労務士等の派遣を行い、介護事業者における人材育成や職場環境の整備等の取組みを支援するものである。</p> <p>介護事業者によっては、事業者規模や職員のマンパワー、人材育成・職場環境改善のノウハウ等に差があることから、認定取得及び認定更新を目指した取組みの支援の適正化・充実化を図るためには、セミナーの内容及び講師の選定や、派遣する社会保険労務士等のマネジメント管理・調整を適正に行うことが重要である。</p> <p>そのため、県内の介護事業者に広くネットワークを有し、介護の現場の実態や業務内容に精通していることのほか、介護分野にかかる労働・労務関係の専門的知識、現状と課題及び活用方法等について広範的な知識と経験を有する者でなければ実施できない。</p> <p>以上より、経費面での比較を前提とする競争入札には適さない。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <p>(1) 公益財団法人 介護労働安定センターは、介護労働に関する総合的支援機関として設立され、平成 4 年 7 月に「介護労働者の雇用管理の改善に関する法律」に基づく指定法人となっている。</p> <p>(2) 介護労働に対する様々な支援事業を実施した実績があり、全国 47 都道府県に支部が設置されているため、全国の介護事業所で行われている先進的な取組に関する情報を有している。</p> <p>(3) 県内の就業実態や就業意識等を調査する「介護労働実態調査」の結果分析等も行っており、介護人材の育成及び人材の定着促進につながる職場環境づくりを支援するために必要な介護労働、労務関係の専門的知識、現状と課題及び活用方法等について広範的な知識と経験を有する職員が在籍している。</p> <p>(4) 県内介護事業者に対しては、中立かつ公平性はもとより、効果的な指導・助言を行うことができる。</p> <p>(5) 県との緊密な連携のもと、介護事業所等へも指導的な役割を果たすのにふさわしい団体である。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。